

長寿医療（後期高齢者医療）制度のお知らせ

平成21年度から、原則、どなたでも、保険料を『年金からの支払い（特別徴収）』に代えて、『口座振替（普通徴収）』にできます。

口座振替での支払いを希望される方は、嘉手納町役場いきいき健康課の窓口で手続きして下さい。2月9日までに手続きしますと、平成21年4月分の年金からの支払いが中止され、7月から口座振替による支払いになります。（保険料の総額は変わりません。）

※これまでは、①2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方、ご本人が口座振替で支払う場合や、②世帯主・配偶者が、ご本人（年金収入が180万円未満の方）に代わって口座振替で支払う場合に限って口座振替とすることができましたが、こうした限定がなくなりました。

※上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、6月分以降の年金からの支払いが中止となりますので、ご了承ください。

【口座振替受付について】

- 受付場所：嘉手納町役場 いきいき健康課
- 必要書類：被保険者証、通帳、通帳印
- 受付期間：平成21年2月9日（月曜日）まで

※ご注意いただきたいこと

- 1 これまで窓口等で支払いしている方で、口座振替への変更を希望される場合にも、上記の窓口までお問い合わせください。
- 2 平成20年4月2日以降に資格取得された方等についても、原則、平成21年4月から年金からの支払いとなります。口座振替を希望される場合は、事前に手続きをすることができます。
- 3 口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

お問い合わせ先

嘉手納町役場 いきいき健康課 国保保健係
TEL 956-1111（内線162・163）